

県互助組合の福祉事業を活用してください！

● 組合員や配偶者が出産されたときは **育児サポート事業**

組合員又は配偶者が出産したときに、希望者に月刊育児誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間(12冊)及び冊子「お医者さんにかかるまで」を初回に1冊配付します。希望される方は、出産後2ヶ月以内に「育児サポート事業申請書」をご提出ください。
※配偶者が被扶養者でない場合も該当します。

● 病気休暇、療養又は休職をとられたときは **長期療養者見舞金**

傷病のため3か月以上病気休暇、療養又は休職を取得した場合に1万円を支給します。
※病気休職等期間中1回の支給で、1会計年度1回を限度として支給します。

● 被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは **被扶養配偶者人間ドック助成**

当該年度に次の年齢に達する被扶養配偶者に、健診費用(オプション検査等は除く。)のうち3万円を限度として助成しています。(基本コース料金が30,000円以上の健診が対象です。)

該当年齢 40, 45, 50, 55, 60(歳)

※各事業の手続書類(育児サポート事業申請書、長期療養者見舞金請求書、被扶養配偶者ドック助成金請求書)は、県互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からダウンロードできます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合ホームページ <http://www.gojo.or.jp>

県互助組合の理事会・評議員会を開催しました

平成30年3月14日に理事会、3月29日に評議員会が開催され、平成30年度事業計画及び収支予算が提案のとおり承認されました。

● 平成30年度事業計画及び収支予算について

平成29年度は、広島市への権限移譲に伴い組合員数が2,200人程度減少したことにより、掛金収入は9千万円程度減少しましたが、給付事業等の支出も組合員数の減少に伴い減少し、財政状況は概ね平成28年度までと同様に安定したものとなりました。平成29年度の状況を受けて、平成30年度は前年度の事業を継続しますが、変更点として、平成30年6月から一般貸付及び特別貸付の利率を引き下げて実施することとなりました。